

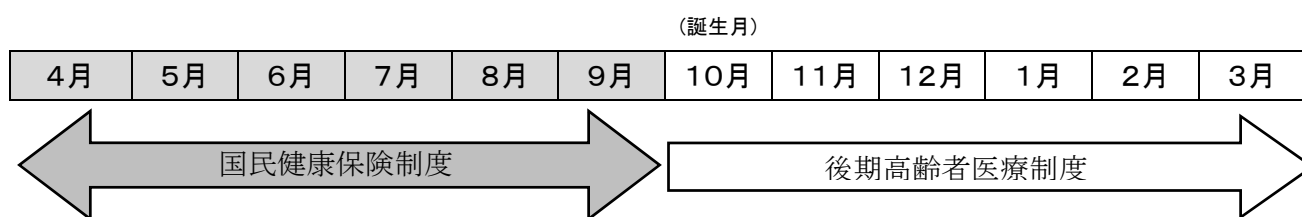
# 75歳になられる人へ 「ご留意ください！」

## ●保険証について

国民健康保険の保険証の有効期限は75歳の誕生日の前日までとなっており、誕生日以後は使えなくなります。誕生月の前月末までに、後期高齢者医療保険証が送付されますので、誕生日以後に医療機関にかかるときは、「後期高齢者医療保険証」を窓口で提示し受診してください。

## ●保険料は月割り賦課なので、二重に賦課されることはありません

(例) 国民健康保険加入者が10月に75歳となる場合



- ① 75歳になる年度の国民健康保険料は、あらかじめその年度の4月から75歳の誕生月の前月までの月数で計算しています。
- ② 誕生月からその年度末の3月分までは、後期高齢者医療保険料が月割りで賦課されます。

## ●年金天引き（特別徴収）について

- ① それまで国民健康保険料が年金天引きされていた人でも、納付義務者（世帯主）が75歳になる場合、その年度は年金天引きされず、普通徴収（口座振替又は納付書払い）に変わります。
- ② 後期高齢者医療保険料は原則年金からの天引き（特別徴収）となりますが、年金天引きが開始されるまでは普通徴収となります。

年金天引きの開始時期は75歳の誕生日（資格取得日）によって異なります。また、年金額等によっては特別徴収とならない場合もあります。

詳しくは、後述のQ&A「75歳になる人の後期高齢者医療保険料の支払い方法を教えてください。」をご覧ください。

## ●制度が変わると口座振替は継続されません

国民健康保険料を口座振替していた人も、後期高齢者医療保険料は制度が異なるため、新たに口座振替の申し込みが必要となります。「後期高齢者医療保険証」を送付する際に口座振替申込依頼書を同封しておりますので、新たにお手続きをお願いします。

## ●75歳になられる人が世帯主の場合

世帯主の人が75歳になって後期高齢者医療保険に変わっても、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、引き続き世帯主が国民健康保険料の納付義務者となりますので、今までと同様、世帯主あてに、国民健康保険料納付通知書が送付されます。

**Q 75歳になる人の国民健康保険料の支払い方法を教えてください。**

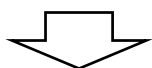
A 75歳になると後期高齢者医療制度に移行しますが、誕生月の前月までは国民健康保険料がかかります。支払い方法は、①単身世帯と②複数人世帯（同世帯に国保加入者がいる場合）で保険料の期別割りが異なります。

**【例】①単身世帯の場合（75歳となる人以外に国保加入者がいない場合）**

・10月に75歳となり国民健康保険の資格を喪失すると、世帯内に国民健康保険の資格がある人がいなくなる場合。



75歳となる人の保険料(6か月分)



6月から9月の4か月に分けて  
賦課します。

※6月から誕生月の前月までに分けて賦課します。

なお、5月・6月に75歳となる場合は6月に誕生月の前月までの保険料を賦課します。

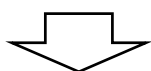
**【例】②複数人世帯の場合（75歳となる人以外に国保加入者がいる場合）**

・10月に75歳となり国民健康保険の資格を喪失しても、世帯内に国民健康保険の資格がある人がいる場合。



75歳となる人の保険料(6か月分)

75歳となる人以外の保険料(12か月分)



世帯全員の保険料合計額を6月から3月の10か月に分けて賦課します。

## Q 75歳になる人の後期高齢者医療保険料の支払い方法を教えてください。

A 後期高齢者医療保険料は国民健康保険料と異なり、被保険者一人一人に賦課されます。誕生月から年度末（3月）までの月割りで保険料を計算し、次のとおり、保険料を期割します。

- ① 4月～6月生まれ・・・7月から年度末（3月）までの9回で期割
- ② 7月～2月生まれ・・・誕生日の翌月から年度末（3月）までの月数で期割
- ③ 3月生まれ・・・翌4月に3月の1カ月分のみを支払い

注意1) 8月～3月生まれの人で、各月の第4開庁日までに誕生日を迎えられる人は、誕生月から期割します。

注意2) 4月～6月生まれの人で、年金天引きが可能な人は、7月～9月の3カ月間は普通徴収で、10月から年金天引きが開始されます。（下記の【例】参照）

### 【例】6月に75歳になられる人の後期高齢者医療保険料が年間90,000円の場合

・年金天引きされる場合

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	15,000 円	15,000 円	15,000 円						
特別徴収				15,000 円		15,000 円		15,000 円	

※保険料の半額は7月～9月の3回で期割され普通徴収（口座振替又は納付書払い）に、残り半額を10月・12月・2月の年金月で期割され、年金天引きされます。

・年金天引きされない場合

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円

※7月から3月の9回で期割されます。

### 【参考：年金天引きの開始時期について】

- ① 4月～6月生まれ・・・10月から開始
- ② 7月～9月生まれ・・・翌年度4月から開始
- ③ 10月～3月生まれ・・・翌年度10月から開始

※年金額によっては、年金天引き（特別徴収）とならない場合もあります。